「香川県医療機関等における賃上げ・物価上昇に対する支援給付金」
よくあるご質問と回答

１．共通

Q1-1　賃上げ支援事業と物価支援事業は同時に申請する必要があるのか。

○　物価支援事業のみ申請することは可能です。

○　賃上げ支援事業の給付対象となる場合は、物価支援事業の給付対象の要件も満たすため、両事業を同時に申請するようお願いします。

Q1-2　賃上げ支援事業と物価支援事業の対象となるのは保険医療機関のみか。

○　保健医療機関コードが発行されており、令和７年４月１日から本給付金の申請時点までに診療報酬請求の実績があることが必要です。

Q1-3　有床診療所は令和７年８月１日時点の病床数に応じた支援となるが、令和７年８月２日以降に開設した施設はどのような取り扱いとなるのか。また、無床診療所や訪問看護ステーションはいつの時点で運営している施設が対象となるのか。

○　令和７年８月２日以降に開設した有床診療所については、本事業の申請時点で運営している施設の病床数に応じた支援となります。

○　無床診療所や訪問看護ステーションは本事業の申請時点で運営している施設が対象となります。

Q1-4　令和７年８月１日時点では病院として運営していた施設が申請時点では有床診療所や無床診療所として運営していた場合、どの施設類型として申請すべきか。

○　本事業の申請時点で運営している施設類型で申請してください。
（例：令和７年８月１日時点では病院であったが、本事業の申請時点では有床診療所である場合は、有床診療所として申請してください。）

Q1-5　令和８年１月１日において廃院・廃止している場合や本事業の申請時点で同年１月２日以降に廃院・廃止を予定している場合は支給対象外となるが、廃院・廃止を予定している場合の終期を教えてください。また、例えば、令和８年４月１日に病院から無床診療所に転換する場合等、施設類型を変更する場合の取扱いはどうなるのか。

○　物価支援事業は医療機関等が令和６年度診療報酬改定以降の物価動向等を背景とする足元の物価高騰に対応できるよう措置したものであるため、令和８年３月 31 日まで運営を継続している施設は対象となります。

○　他方、賃上げ支援事業は確実な賃上げに繋げることを目的としているため、令和８年６月１日以降も運営され、本事業の実績報告期限となる同年８月１日まで運営を継続している施設を対象としますが、当該施設が同年７月 31 日までに廃院・廃止した場合でも同一法人内の共通の給与体系の中で当該施設の職員の雇用が継続されている場合は対象となります。

○　なお、本給付金の支給を受けた後、施設類型を変更した場合であっても、変更後も診療を継続している場合は支給対象となります。

Q1-6　申請時点で休止届を出している場合は支給対象となるのか。

○　対象となりません。

Q1-7　消費税の仕入控除税額の報告は不要か。

○　本事業の対象は特定の設備等を購入するための補助金ではないため、不要です。

Q1-8　本事業の申請額算出における許可病床数には、一般病床以外の病床も含まれるのか。

○　一般病床、療養病床、精神病床、感染症病床、結核病床等、医療法上の使用許可病床数の合計となります。

Q1-9　病院の歯科外来や医科診療所に歯科診療所が併設されている場合の取扱いはどうなるのか。

○　単に病院の１診療科として歯科外来がある場合は病院のみが給付対象となりますが、病院とは別に歯科診療所の開設届が出されている場合は病院と当該診療所の２つが給付対象となります。

○　また、医科診療所に歯科診療所が併設されている場合は、それぞれ別の開設者から開設届が出されている場合はそれぞれが給付対象となります。

■賃上げ支援事業について

（１）給付対象施設について

Q2-1　令和８年３月１日時点でベースアップ評価料を届け出ていればよく、算定開始は翌月以後となっても給付金の対象となるか。

○　対象となります。

○　なお、施設基準の算定開始日は毎月１日となるため、本事業の場合は３月１日までを届出期限としていますが、閉庁日の翌開庁日（２日）に届出を行い受理されれば１日から算定できるため、その場合は１日に届け出たものと見なします。

Q2-2　令和８年３月１日時点でベースアップ評価料を届け出ていることを証する書類の提出は必要か。

○　原則必要ありません。申請書の様式において、届け出ている旨の申告をお願いします。

○　なお、届出期限の前月に新規開設したことにより給与の支払実績がない場合は翌月中のベースアップ評価料の届出が行えないこととなりますが、その場合については、翌月１日にベースアップ評価料を届け出た上で、その事実を証する書類を別途提出することで要件を満たすものとして取扱います。

Q2-3　自施設がベースアップ評価料の算定対象となるか教えて欲しい。

○　診療報酬上の届出となりますので、四国厚生支局指導監査課（087-851-9593）にお問い合わせください。

Q2-4　現在の制度上、ベースアップ評価料が届け出られない有床診療所、無床診療所及び訪問看護ステーションのうち、令和８年度診療報酬改定による見直し後のベースアップ評価料を、令和８年６月１日時点で届け出ることを誓約する施設も給付対象となるとのことだが、令和８年度診療報酬改定による見直しはどのような内容か。

○　現時点では、国において事務職員、40 歳未満の勤務医師・勤務歯科医師・薬局の勤務薬剤師を新たにベースアップ評価料の対象職種に含めることが検討されています。

Q2-5　令和８年度診療報酬改定によるベースアップ評価料の見直しの内容が不明であり、現時点では令和８年６月１日以後に賃金水準を維持することが可能か判断できないため、令和８年度に入ってから申請したいが、可能か。

○　本事業は今年度の予算事業となるため、令和８年３月１９日までに申請いただくようお願いします。

（２）給付対象事業について

Q2-6　本給付金の受給には、ベースアップ評価料の届出に加えて、令和７年 12 月～令和８年５月までの間に対象職員の賃金改善も必要とのことだが、どのような内容の賃金改善が必要なのか。

○　令和７年 12 月から令和８年５月までの間の毎月、令和７年 11 月時点の賃金水準を上回るベースアップが必要ですが、その内容（賃上げの金額や引き上げ率等）は、各申請者においてご検討ください。（「●%以上の引き上げが必要」等の条件はありません。）なお、ベースアップの総額が給付金支給額に満たない場合は賃金改善報告書の提出後、残額をご返還いただくことになります。

○　また、令和７年 12 月以降の賃金改善については、令和８年３月までに実施する必要があります。

Q2-7　賃金改善を行ったことを証明する書類（賃金台帳等）について、申請時や実績報告時に添付する必要はあるか。

○　執行事務の簡素化を図る観点から、申請時や実績報告時の証拠書類の添付は求めません。

○　なお、賃金台帳等の帳簿等の証拠書類については、給付金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後５年間は保管してください。

Q2-8　どのような賃金改善が対象となるのか。

○　本事業の支給額を活用して、令和７年 12 月から令和８年５月までの６ヶ月間について、対象職員のベースアップ（基本給や決まって毎月支払われる手当の引き上げ）を行うことが原則ですが、賃金表や給与規定等の変更に時間を要するなど即時のベースアップが困難な場合、令和７年 12 月から令和８年３月までの間の最大４ヶ月分については、一時金（例：臨時賞与）又は特別手当（例：インフレ手当）の支給による賃金改善でも差支えありません。

○　ただし、一時金や特別手当の支払いで賃金改善を行った場合でも、残りの期間（少なくとも令和８年４月及び５月）については、ベースアップを行う必要があります。

○　なお、一時金や特別手当で実施した賃金改善の水準と、これに続くベースアップによる賃金改善の水準は、全く同じ水準とする必要はありませんが、本事業は賃上げに必要な経費として給付金を支給し、これを確実な賃上げに繋げることを目的としているため、極端な配分はできません。また、４月及び５月に実施したベースアップの水準と６月１日以降の賃金改善の水準は原則、維持・拡大していただきます。

Q2-9　賃金改善の対象となるベースアップの内容や支払い方法は具体的にどのようなものか。

○　基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げのほか、これらに連動して引きあがる賞与分や時間外手当、法定福利費の事業主負担分の増額分も含まれます。

○　決まって毎月支払われる手当には、労働と直接的な関係が認められ、労働者の個人的事情とは関係なく支給される手当を含みますが、以下の諸手当は含まれません。

・　月ごとに支払われるか否かが変動するような手当
・　労働と直接的な関係が薄く、当該労働者の個人的事情により支給される手当（通勤手当、扶養手当等）

○　恒常的に夜間を含む交替勤務制をとっている職場の職員に支払われる夜勤手当についても、毎月支払われる手当に含めて差し支えありません。

○　専ら健診部門で勤務する職員等、直接、保険診療に携わっていない職員の賃金改善も、対象医療機関に勤務していれば含めて差し支えありません。

○　法定福利費等の事業主負担分は、（基本給等＋賞与＋時間外手当の引き上げ分）×16.5%で簡便に計算することもできます。

○　これらについては、令和７年 12 月から令和８年５月までの間の給与支給時に支払われるものが賃金改善の内容に含まれます。

○　なお、就業規則等で賃金や基本給等の引き上げ分の遡及分を翌月払いとしている場合は、翌月（令和８年１月～６月）に支払われるものを含めることも可能です。

Q2-10　時給や日給を引き上げることはベースアップに該当するか。

○　基本給が時給制の職員についてその時給を引き上げることや、基本給が日給制の職員についてその日給を引き上げることは、ベースアップの引き上げに含まれます。

○　なお、宿日直のみ対応する医師の宿日直手当の引き上げ分は含まれません。

Q2-11　育休・産休・病休中の職員は賃金改善の対象者に含まれるのか。

○　育休の職員はベースアップ評価料の対象職員とならないため、本事業においても賃金改善の対象には含まれません。

Q2-12　一時金や特別手当の支払について留意点はあるか。

○　一時金や特別手当は、令和７年 12 月から令和８年３月までの最大４ヶ月分を令和８年３月までに支払ったものが賃金改善の内容に含まれます。

○　なお、例えば２月中に３月分までの一時金を支払うことも可能ですが、仮に支給を受けた職員が自己都合で３月に退職した場合、本来、３月分については返還されるべき部分となります。一方、実際には、個々の事案ごとに、労働基準関係法令に照らして返還を求めることが可能かどうか判断されることになりますので、一時金等の支払方法については、慎重に判断してください。

Q2-13　本給付金を活用した賃金改善について、医療機関の実情に応じて、職種ごとに傾斜配分してよいか。

○　可能です。例えば、賃金水準が全産業平均と比べて高い職種（例：医師・歯科医師等）への配分額を相対的に小さくする一方で、賃金水準が全産業平均と比べて低い職種（例：看護補助者等）に対して重点的に配分する、といった活用も可能です。

Q2-14　同一法人が運営する複数の診療所や訪問看護ステーションにおいて法人共通の賃金表を運用している等、給与体系を共通とする法人が複数の施設を運営している場合、職員の年齢構成の違い等により、施設毎の賃金改善の内容が必ずしも一定にならず、同一法人内の職員間で差が生じてしまいますが、どのように対応したらよいか。

○　法人共通の賃金表を運用している等、給与体系を共通とする法人が複数の施設を運営している場合は、同一法人内の一部の対象施設のみに賃金改善を集中させることなど、著しく偏った配分は行わないことを前提に、当該法人が運営する複数の施設でまとめて賃金改善に必要な額を計算し、各診療所の賃金改善額を算出して、これに本事業の支給額を充てることや、実績報告においても法人全体の賃金改善額で評価することが可能です。

○　このような取り扱いとする場合、

・　申請については施設ごとに行ってください。
・　賃金改善報告については法人全体で行っていただきますが、具体的な報告方法や様式等は別途ご案内します。

Q2-15　本給付金を活用して賃金改善を実施した場合、令和８年６月以後もその水準を維持しなければならない一方で、自施設の経営状況を踏まえると、給付金全額を使って賃金改善を行うのは難しいため、必要な額のみ申請したいが、可能か。

○　給付金の全額について申請いただく必要があります。

○　本給付金を活用した具体的な賃上げ額は、各申請者において、検討していただくことになりますが、賃金改善に活用できなかった部分ついては、令和８年８月に提出いただく賃金改善報告書でその額を報告していただき、当該額について返還いただくこととなります。

Q2-16　要綱には「原則として、（中略）令和８年６月１日から当該ベースアップの水準を維持又は拡大すること。」とあるが、受診患者数等の影響によって、令和８年６月１日以降の賃金改善の水準が本事業で実施した賃金改善の水準を下回っていた場合、下回る部分は本給付金を返還する必要があるのか。

○　ベースアップ評価料の収入は受診患者数等によって変動するものであり、ご質問の場合は本給付金を賃金改善に充てていれば返還は不要です。

Q2-17　本給付金を活用して、法人本部の人事、事業部等や看護学校で働く者に対して賃金改善を行うことは可能か。

○　対象医療機関等の職員と兼務しており、勤務実態があれば本給付金を活用して賃金改善を行うことが可能です。

Q2-18　対象職員について、令和７年度当初からすでに令和７年３月 31 日時点の賃金水準と比較して 2.0%を上回ってベースアップを実施している場合でも、令和７年 12 月から令和８年５月までの間に更なる賃金改善を行わなければ本給付金の対象とならないのか。

○　ご指摘のような場合は、令和７年 12 月から令和８年５月までの間に更なる賃金改善を行う必要はありません。

○　その上で、本給付金については、令和７年 12 月から令和８年５月までの間の当該 2.0%を上回る部分の原資として活用することができます。ただし、活用した上で余剰が生じる場合は、更なる賃金改善に充てる必要があります。

Q2-19　令和７年度においてベースアップ評価料を活用し、令和７年３月 31 日時点の賃金水準と比較して 2.0%の賃上げを行っているが、受診患者数等の影響により、評価料の収入が当該 2.0%分に満たないため、残りは自主財源を用いているが、この自主財源部分に本給付金を充てることは可能か。

○　原則として令和７年 12 月～令和８年５月までの間のベースアップを行い、令和７年 11 月時点と比較して高い賃金水準としていただくことが必要となるため、ご指摘の自主財源部分に本給付金を充てることはできません。

Q2-20　令和７年 12 月から令和８年５月までの間に採用した職員への取扱いはどうなるか。

○　令和７年 12 月から令和８年５月までの間に採用した職員については、
- 　基本給や決まって毎月支払われる手当の引き上げ分は採用月から令和８年５月までの〇ヶ月分
- 　一時金や特別手当は採用月から令和８年３月までの〇ヶ月分

は本事業の賃金改善に含まれます。

Q2-21　令和７年 12 月から令和８年５月までの間（例えば令和８年３月末など）に退職した職員への取扱いはどうなるか。

○　令和７年 12 月から令和８年５月までの間で退職した職員については、
- 基本給や決まって毎月支払われる手当の引き上げ分は令和７年 12 月から退職月までの〇ヶ月分
- 一時金や特別手当は令和７年 12 月から退職月まで（遅くとも令和８年３月まで）の〇ヶ月分

は本事業の賃金改善に含まれます。

Q2-22　令和７年 12 月から令和８年５月までの間に対象職種の職員が退職した場合など、当初の想定より対象職種の職員が減少した場合、当該職員の賃金改善に充てる予定であった部分を活用して他の職員の更なる賃金改善を行う必要があるか。

○　他の職員の賃金改善を行うことや、退職に伴い新たに採用した職員の賃金に充てること（Q2-20 参照）が望ましいですが、難しい場合は賃金改善報告書において賃金改善に活用できなかった額をご報告いただき、返還いただくことになります。

Q2-23　令和８年８月に提出する必要がある賃金改善報告書ではどのような内容を報告する必要があるのか。

○　賃金改善報告書の様式については国において作成中であり、国から送付され次第、速やかにお示ししたいと考えていますが、本給付金を活用した賃金改善の総額や賃金改善を行った職員の総数等について報告していただくことを想定しています。

Q2-24　要綱には「本事業により賃金改善を行う時点から令和８年５月までの間、賃金項目（業績等に応じて変動するものを除く。）の水準を低下させていないこと。」とあるが、具体的な事例はどのようなものか。

○　本規定は、本事業の支給額によって賃金改善を図ったものの、他の賃金項目の水準を低下することで、賃金改善の効果を減殺することを防ぐために設けたものとなります。

○　他律的な要因（例：人事院勧告等）で毎月決まって支払われる手当の水準が引き下がることは本規定には該当しませんが、本事業の賃金改善の効果を減殺することを目的に引き下げた場合は、支給額の全額の返還を求める場合があります。

Q2-25　本事業に加え、重点支援地方交付金による中小企業・小規模事業者の賃上げ環境整備事業を活用することは可能か。

○　同じ経費について、複数の補助金による補助を受けることは認められませんが、両方の活用（※）は可能です。

※ 例えば、本事業による賃上げ等の金額への上乗せや、本事業の支援対象者や対象経費を広げる横出しとして交付金を活用するといった方法が考えられます。

○　なお、重点支援地方交付金による中小企業・小規模事業者の賃上げ環境整備事業の実施の有無や事業内容は県や市町によって異なるため、それぞれの HP をご確認ください。

Q2-26　医療・介護サービスどちらも提供している訪問看護ステーションについて、介護分野の賃上げ支援補助金と本事業の双方を申請することは可能か。

○　対象職員の賃金改善の水準が 4.0%として、1.0%分に介護分野から、3.0%分に医療分野から充てる等、賃金改善を行う部分が重複しない場合は可能です。

３．物価支援事業について

Q3-1　本給付金を申請するためにはベースアップ評価料の届出は必要か。

○　本給付金についてはベースアップ評価料の届出の有無は要件ではありません。

Q3-2　本給付金について使途に制限はあるのか。本給付金を何に活用したか報告が必要か。

○　使途に制限はなく、報告も必要ありません。

Q3-3　なぜ訪問看護ステーションは物価支援事業の対象外なのか。

○　訪問看護ステーション向けの物価支援事業は、別途措置がなされます。